

議会運営委員会行政視察報告書

報告者名	委員長 吉川 茂樹
視察日	① 令和8年8月25日（火）～ ② 令和8年8月26日（水）
視察場所	① 神奈川県秦野市 / ② 静岡県掛川市
参加者	吉川 茂樹（委員長）、松田 義人（副委員長）、 谷上 昇、坂本 健治、森 久往、阿部 博、飯阪 光典 議長 山本 秀明 副議長 浜田 千秋 （随行：事務局 井阪 弘樹、上岡 繁、香山 幸輝）
視察項目	①通年会期制について、政策提言について ②政策提言について
所 感	
神奈川県 秦野市 ①通年会期制について、政策提言について 秦野市の概要（令和8年8月1日時点） 人 口 161,110人 面 積 103.76 km² 視察目的 秦野市議会では、令和4年1月から「通年の会期」による通年会期制を導入し、常任委員会の機動性を生かした政策提言に取り組んでいる。 本市議会における議会運営の機動性や政策形成機能の充実を検討するにあたり、通年会期制の導入経緯、実際の運用状況及び政策提言につなげる仕組みについて調査することを目的とした。 秦野市議会の取組状況 （１）通年会期制について 平成23年以降、議会活性化特別委員会等で検討が行われ、令和2年には新型コロナウイルス感染症の拡大により議会活動が制約されたことを契機に、政策立案機能と機動性の強化を目的として本格的な協議を開始した。 令和3年5月に議会運営委員会小委員会を設置し、同年11月まで計15回の検討を実施。条例、会議規則、専決処分項目や市民への周知方法等を整理し、令和4年1月から「通年の会期」へ移行した。 通年会期制には2種類あり、秦野市は従来の定例会を工夫する方式ではなく、地方自治法第102条の2第1項に基づく「通年の会期」による通年議会となっている。理由として、政策立案機能の強化と機動的な議会運営には、年間を通して柔軟に委員会を開ける仕組みが適すると判断した。 導入に伴う執行部への影響についても協議を重ねた。執行部には当初、議会側へ主導権が移るのではないかと懸念から慎重な姿勢もみられたが、通年会期制を円滑に運用するには執行部の協力が不可欠であるため、想定される課題と実務上の対応を双方で整理した。 会期は原則1月1日から12月31日までの1年間とし、改選年は1月1日	

から任期満了日までと、市長が改めて招集した日から12月31日までの二つの会期となる。従前の定例会に当たる定例会は年4回設定し、年間を通じて定期的に議案を審議する。

ただし、通年会期制であっても、議案調整や通知等に要する最低限の日程は必要である。緊急案件を臨時会議で扱う場合には、開催の必要性と時期を見極めるため、議会局と執行部の間で綿密なやり取りと十分な事前相談を行う必要がある。

年間を通じて会期中となることで、地方自治法第179条による市長の専決処分が限定される。このため、効率的な議会運営と執行部の負担軽減を両立させる観点から、同法第180条に基づく軽易な専決処分事項を追加した。

請願・陳情は、定例会中での審査と継続審査を合わせ、基本的に年8回審査している。その上で、一定の期日までに結論を出さなければ提出者の利益が損なわれるなど、緊急性の高い陳情については、通年会期制の特性を生かして随時審査を行っている。

導入後、災害を直接の契機として臨時会議を開催した実績はないが、必要時に本会議や委員会を速やかに開催できる制度的環境は整えられている。平成29年施行、令和6年1月改訂の災害時等行動マニュアルと組み合わせ、緊急時にも議会機能を維持する考え方である。

主なメリットとして、必要な時期の迅速な議案審議、災害・緊急案件への対応力向上、委員会活動や調査研究の充実、閉会中の継続調査手続の不要化、政策提言等を計画的に実施できることが挙げられている。

(2) 政策提言について

通年会期制による常任委員会の機動性を生かし、各常任委員会がテーマを設定して所管事務調査や関係団体との意見交換を行い、その成果を政策提言として取りまとめている。第1回は令和5年3月、第2回は令和7年5月に市長へ提出した。

常任委員会の委員構成は2年ごとに見直されるため、各常任委員会は原則として2年間で一つの政策提言をまとめる。月1回の議員連絡会と同日に政策提言に向けた常任委員会を開く運用が定着している。

委員会内での政策提言の調整では、多数決で結論を急ぐのではなく、課題の重要性、実現可能性及び委員会として取り組む意義を整理し、少数意見を尊重しながら調整を図り、委員全員の合意形成を目指している。調整が難しい場合は正副委員長が意見交換を重ね、最終的に一任を受ける形でまとめるよう調整する。

政策提言のメリットとして、議員個人の一般質問等による提案よりも、議会の総意として提出することで、二代表制の下で市長と議会の適度な緊張関係を保てる点が挙げられた。また、議会の取組として市民へ積極的に発信することで、市議会の存在意義を高める効果も期待されている。

提言後のフォローアップも重視しており、第1回提言に係る29施策・事業のうち、7項目が新規、4項目が拡充となり、合わせて約4割に具体的な進展が確認された。執行部からは、議会の提言が事業を進める後押しになり、取組を進めやすくなったとの評価も示された。

第1回提言のフォローアップは令和7年5月から9月に実施し、執行部への確認結果を取りまとめて市長に提出するとともに、その結果を議会だより及びホームページで市民に周知した。第2回提言についても令和8年4月から9月に同様の検証を進めている。

専門的知見を活用するため講師謝礼を予算化しているが、近年の賃上げや物価高の影響により、同じ専門家へ継続的に複数回関与を求めることは費用面で難しい。今後は、一人の専門家から複数の常任委員会が横断的に助言を受けるなど、限られた予算の中で外部知見を効果的に活用する工夫が必要である。

所感と展望

秦野市議会の通年会期制は、単に会議をいつでも開催できる仕組みとするだけでなく、常任委員会の活動を柔軟にし、その活動を政策提言へ結び付けることを明確な目的としている点が特徴的である。

一方で、会議や委員会活動の増加に伴う議員・事務局の負担、執行部との調整、提言後の検証等を継続して行う必要がある。制度導入そのものを目的とせず、年間の活動計画や政策形成の手順、フォローアップの方法まで一体的に整理することが重要であると感じた。

結び

本市議会における通年会期制及び政策提言の在り方を検討するため、秦野市議会の導入経緯、運用方法、政策形成への活用及び課題について調査を行った。

今回得られた知見を踏まえ、議会運営の機動性と政策形成機能の双方を高める観点から、今後の本市議会における議会改革の取組の参考にしていきたい。

今回、秦野市議会の皆さまに大変お世話になりました。ありがとうございました。



静岡県 掛川市

②政策提言について

掛川市の概要（令和8年7月31日時点）

人 口	113,813人
面 積	約265.69km ²

視察目的

掛川市議会では、議会基本条例に政策立案及び政策提言を位置付け、常任委員会の調査研究と政策討論会を連動させた政策立案サイクルを構築している。

本市議会での政策提言の取組はないため、先進事例として視察するにあたり、テーマ設定から議会内の合意形成、市長への提言、提言後の市政反映の検証までの一連の取組について調査することを目的とした。

掛川市議会の取組状況

（1）政策提言について

掛川市議会では、平成25年に制定した議会基本条例を政策形成の共通基盤とし、第9条に市長等に対する政策立案及び政策提言を明記した。これを受けて平成26年から政策討論会と政策提言を継続し、令和4年には定例会の日程から独立した政策立案サイクルへ移行している。

議会基本条例は、第9条に政策立案機能の強化、第10条に自由討議等による合意形成、第11条に全議員が参加する政策討論会を位置付けている。

令和4年に導入した政策立案サイクルは、本会議の日程から切り離れた1年サイクルを基本としている。年度内に調査研究や政策素案の作成を終えられない場合は、同じテーマを2年目も継続できる仕組みであり、過去には条例制定の必要性を検討した案件で2年サイクルを用いた例がある。

年度当初には、各委員が調査研究したいテーマを持ち寄り、委員長一任ではなく委員会協議会での協議によりテーマを決定する。テーマ決定後は調査事項を整理し、当該テーマに即した先進地視察や関係者からの聴取を重ねて政策素案を作成する。必要に応じて執行部から現行施策や実現可能性の説明を受け、内容を調整した上で政策案へ仕上げていく。

政策立案は通常の議案審査と並行して進められ、委員会によっては年間20回を超える協議会を開催する。年度当初に年間工程を定め、前回協議の要点整理、資料収集、関係者との日程調整などを積み重ねながら進捗を管理するため、議員と議会事務局の双方に相応の時間と継続的な作業が求められる。

常任委員会ですとまとめた政策案は政策討論会に付され、全議員による意見調整を経る。各常任委員会から提出された三つの案件について全体会議を複数回開き、議会として合意形成が図られた場合に限って政策提言とし、議長から市長へ提出する。提出時には各委員長が目的と内容を説明し、全体で約30分をかけて議会の考えを伝えている。

政策討論会の運営方法は、正副議長と三つの常任委員会の正副委員長で構成する8人の幹事会が決定する。実施要領上は会派からの提案も可能であるが、実際には各常任委員会が政策立案した案件を扱うことが中心である。提出委員長等が政策案と資料を説明し、全議員が自由討議を重ねる。

政策討論会では、文言や項目の要否に至るまで意見が出され、その場で結論が出ない場合は常任委員会へ持ち帰って修正し、再度討論に付す。合意形成に至らない案件は議会として提出しないため、会派や個人の考え方に違いがある場合も、1年間の調査成果を提言につなげる意義と修正の影響を比較しながら落としどころを探る。この過程が、提言を議会の総意として市長へ示す重みにつながっている。

一般質問が議員個人の問題意識や地域課題を取り上げる重要な手段であるのに対し、政策提言は全議員の合意を得た上で市長へ提出し、その後も議会と執行部が実施状況を継続して確認する点に違いがある。議会全体の意思として示すことにより、執行部が施策化を検討する際の後押しとなることが期待されている。

提言後は、全員協議会で、提言項目ごとの実施状況、具体的な対応内容及び担当課について執行部から報告を受ける。未実施又は継続中の項目も過年度分を含めて確認し、政策提言が市政へどのように反映されているかを継続して検証している。

執行部との協議は、必要に応じて提言提出前の段階で行い、現行事業や実現可能性を確認する。提出後に改めて提言内容を協議する運用とはせず、全員協議会での報告と議会の監視機能を通じて施策化の状況を確認するという役割分担となっている。

反映状況は、全員協議会での報告に加え、予算決算常任委員会の各分科会にお

ける予算・決算審査、一般質問及び代表質問を組み合わせ確認する。提言を作成した常任委員会が予算と決算を審査するため、提言内容と予算措置、実施状況を一体的に追跡できる仕組みとなっている。

これまでの政策提言を契機として、公共施設への血圧計の設置、掛川版エンディングノートの作成・配布、議場における議員、執行部及び傍聴者用の防災ヘルメットの配置などが実施された。調査研究の成果が具体的な事業や設備として現れた事例である。

一方、提言の全てが直ちに実現するわけではなく、予算や社会情勢により実施時期が変わる項目もある。このため、実施の有無だけで評価せず、どの予算や施策に反映されたか、未実施項目を今後どのように扱うか、期待した効果が得られたかまで継続して確認することが重要とされている。

令和7年度には、「選挙のこれからのカタチ」「認知症 みんなで支えるまちかけがわ」「物流拠点がはたす掛川市発展の可能性について」の3テーマについて政策提言を行っている。

例えば「選挙のこれからのカタチ」では、期日前投票所の増設、共通投票所・移動投票所の導入検討、高齢者・障がい者への配慮、投票率向上、選挙事務の効率化等を提言した。

運用上の大きな課題として、政策提言の提出が3月末となり、直後に始まる翌年度の施策や予算へ反映することが困難な点である。

また、現状の提言は、課題と必要な取組を示すことが中心で、具体的な必要経費や財源措置まで十分に踏み込めていない。今後は、政策目的と手段に加え、必要経費、財源、実施主体、総合計画との関係及び実施時期を整理し、予算編成の時期から逆算して提言することで、実現可能性をさらに高める必要がある。

所感と展望

掛川市議会では、常任委員会によるテーマ設定と調査研究、政策討論会における全議員の合意形成、市長への政策提言、提言後の検証までを一つの政策形成サイクルとして運用している。特に、文言を含めて調整し、合意形成が図られた案件のみを議会として提出する仕組みは、提言の重みと実効性を高める上で有効であると感じた。

一方、年間を通した協議回数の多さや関係者との調整などによる議員及び事務局の負担、提言時期と予算編成とのずれ、財源面の検討などの課題も明確である。

結び

本市議会の政策形成機能を高めるため、掛川市議会における政策立案サイクル、政策討論会による合意形成、市長への提言及び市政反映の検証について調査を行った。

今回得られた知見を基に、実効性のある手法等を整理し、今後の議会改革の検討に活かしていきたい。

今回、掛川市議会の皆さまに大変お世話になりました。ありがとうございました。

